

特定非営利活動法人

日本自動車殿堂 運営規程

2001年11月27日制定

2005年6月20日改定

第1章 総則

第1条 目的

この規程は、「特定非営利活動法人・日本自動車殿堂定款」（以下「定款」という）の主旨に基づいて、円滑な運営をはかることを目的とする。

第2条 事業

定款第5条第1項に掲げる事業を具体的に展開するための研究および調査などを行い、人物や事物の顕彰および表彰、博物館や特定の場所への展示、インターネットによる情報発信、機関誌の発行、出版物の刊行、啓発・教育活動等を行う。

第2章 会員

第3条 入会

1 入会の申し込み

定款第7条に定める会員の入会に関しては、別に定める「日本自動車殿堂・会員資格取り扱い要領」の資格要件を満たし、次の事項を記載した書類を添えて申し込むこととする。

- (1) 入会希望の理由
- (2) 経歴
- (3) 専門分野の業績
- (4) 推薦者（会員2名、理事1名以上）

2 入会の諾否

入会の諾否は、「日本自動車殿堂・会員入会審査基準」に基づいて理事会で審議し決定する。入会の諾否は本人に結果のみをもって遅滞なく通知する。

第4条 会費

定款第8条の会費については、次のとおりに取り扱う。

- (1) 会員は毎年6月末までに、当該年次の所定の会費を納める。
- (2) 会費は所定の金融機関の口座に納入する。

第5条 退会

定款第10条に定める退会届けは、退会理由を明記し事務局へ提出する。退会届けが出された場合、事務局は会長に遅滞なく報告するとともに、会員に対し通知する。

第3章 賛助会員

第6条 賛助会員の種別と賛助会費

定款第6条(2)に関して、個人の賛助会員は特別会員と称し、団体の賛助会員は法人会員または団体会員と称し、いずれも本法人を賛助するものとする。

- (1) 賛助会員は理事会の承認を経て入会する。
- (2) 特別会員は、活動主旨に賛同する個人で、この賛助会費は年額一口3万円とし、口数はその個人に委ねる。
- (3) 法人会員は、活動主旨に賛同する法人で、この賛助会費は年額一口10万円とし、口数はその法人に委ねる。
- (4) 団体会員は、活動主旨に賛同する法人以外の団体で、この賛助会費は年額一口5万円とし、口数はその団体に委ねる。
- (5) 賛助会費は、毎年8月末までに当該年次の所定の会費を、所定の金融機関の口座に納入することとする。

第4章 名誉職

第7条 名誉会長および名誉役員

日本自動車殿堂は、名誉会長並びに名誉役員を置くことができる。名誉職に就く人は理事会が選定し、会長が委嘱する。名誉会長並びに名誉役員は、理事会の求めに応じて当法人の運営および日本自動車殿堂者(殿堂入り)の決定に意見を述べ指導する。

第8条 顧問

日本自動車殿堂は顧問を置く。顧問は健全なる権威を保持するために、それぞれの分野にあつて業績の顕著な賢人を理事会が選定し、会長が委嘱する。顧問は理事会の求めに応じて重要懸案事項に意見を述べ、また適切な助言を行う。

第5章 役員

第9条 役員を選任

定款第14条により総会で選出される理事および監事について、その任期等および選出手続きは次の通りとする。

- (1) 任期は3年とし、再任は妨げない。
- (2) 総会で選出される理事および監事は、総会1ヶ月前までに事務局へ立候補を届け出た者とする。立候補は自薦、他薦のいずれも可とする。
- (3) 事務局は、理事および監事の候補者氏名を総会通知と共に会員に明示する。
- (4) 総会における選出は、会員の過半数の賛成をもって決定する。総会欠席者の委任状による賛否はこれに加えることができる。賛否同数の場合は議長が決定する。

第6章 相談役

第10条 相談役の委嘱

定款第5条の事業を推進するために、相談役を置くことができる。相談役は理事会が選定し、会長がこれを委嘱する。

第7章 顕彰等

第11条 顕彰等の種類

定款第5条の具体的事業に関する顕彰および表彰は次の通りとする。

- (1) 自動車の産業、学術および文化の発展に貢献した人々を「日本自動車殿堂者」(殿堂入り)として顕彰する。
- (2) 日本の自動車史に優れた足跡を残した名車を「日本自動車殿堂歴史車」として顕彰する。
- (3) 当該年次の自動車を対象にして、次の各賞にふさわしい自動車を選定し開発グループとともにこれを表彰する。
 - 1) 日本自動車殿堂カーオブザイヤー(国産乗用車)
 - 2) 日本自動車殿堂インポートカーオブザイヤー(輸入乗用車)
 - 3) 日本自動車殿堂カーデザインオブザイヤー(国産および輸入乗用車)
 - 4) 日本自動車殿堂カーテクノロジーオブザイヤー(国産および輸入乗用車)

第12条 顕彰等に係わる選定

日本自動車殿堂研究・選考会議規程に基づき、選考会議は最終の候補者および自動車等を選び理事会に報告し、理事会はこれを受けて審議し決定する。

第13条 殿堂への登録と展示・公開等

殿堂入りとして選ばれた人々は日本自動車殿堂原簿に登録し、博物館での展示・公開やその他に設置する展示コーナーへの展示に努め、機関誌および殿堂ホームページに掲載する。

第8章 名称その他

第14条 日本自動車殿堂の名称、マークおよびロゴタイプデザイン

商標登録に基づく名称、マークおよびロゴタイプデザインは理事会が決定する。

付則

- (1) この規定は2001年11月27日に制定。
- (2) この規程は2005年6月20日に改定、同日から施行する。
- (3) この規程の改廃は、理事会において行う。